

体制の届出に係る提出書類一覧表

訪問介護

※各加算の算定要件については、事業者において報酬告示等に表示された要件を満たしていることを御確認の上、届け出てください。

算定後に算定要件を満たしていないことが確認された場合は、返還となる場合があります。

注：人員に関する基準等については、専従・兼務等の配置要件や常勤換算人数、集計方法等を十分に御確認ください。

※届け出において算定要件を確認した資料については、事業者において適切に保存してください。

※必要に応じ、以下の添付書類以外の資料の提出を求めることがあります。

【加算の種類ごとの添付書類】

	加算の種類	添付書類
共通	割引	・「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）
訪問介護	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	・「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）」（別紙8） ・各要件を満たすことが確認できる資料 (1)利用者等からの連絡があった場合に、24時間対応できる体制 (2)「定期巡回・随時対応型居宅介護看護事業所の指定通知書写し」又は「定期巡回・随時対応サービスに係る事業計画書」
	高齢者虐待防止措置実施の有無	なし
	特定事業所加算（Ⅴ以外）	・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（別紙9）」 ・各要件の確認に係る次の資料 【体制要件】 (1)個別の研修計画 (2)サービスを提供するに当たっての留意事項の伝達又は技術指導等を目的とした会議の開催実績又は予定が分かる書類 (3)サービス提供責任者の指示及び訪問介護員等の報告の体制が確認できる書類 (4)訪問介護員等に対する定期的な健康診断の記録 (5)緊急時の対応の利用者への明示が確認できる書類 (6)病院等の看護師との連携により24時間連絡できる体制及び必要に応じ訪問介護を行うことができる体制が確認できる書類 (7)看取り期の方針等を、利用開始の際に利用者又はその家族に説明し、同意を得ている記録（方針・同意に関する関係書類） (8)看取りに関する職員研修の実施の記録 【人材要件】 算定する加算区分の要件に応じた(1)～(3)の資料（ア～エ） (1)訪問介護員等のうち介護福祉士等の割合（前年度または前3月） (2)サービス提供責任者の配置状況 (3)訪問介護員等のうち勤続年数七年以上の者の割合（前年度または前3月） ア従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ※(1)の集計期間分 イ資格証 ウサービス提供責任者の経歴書等 エ訪問介護員等の勤続年数を確認することのできる資料 ※「加算（Ⅰ）、（Ⅲ）」の重度要介護者等対応要件を選択する場合は、上記【体制要件】【人材要件】に加え、次のいずれかの書類 (1)・「重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）」（別紙9-3） (2)看取り期の利用者への対応実績が1人以上であることを確認できる資料。（前年度または前3月）
	特定事業所加算Ⅴ	・「特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書」（別紙9-2） ・各要件の確認に係る次の資料 【体制要件】 (1)個別の研修計画 (2)技術指導を目的とした会議の開催予定 (3)サービス提供責任者の指示及び訪問介護員等の報告の体制が確認できる書類 (4)訪問介護員等に対する定期的な健康診断の記録 (5)緊急時の対応の利用者への明示が確認できる書類 (6)中山間地域等に居住する者へのサービス提供状況を確認できる書類
	共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	なし

共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	なし
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	なし
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	なし
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	・「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」(別紙10)又はこれに準じた計算書等
特別地域加算	なし
中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	なし
中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	・前年度(3月を除く)の平均延訪問回数の算出資料
口腔連携強化加算	・「口腔連携強化加算に関する届出書」(別紙11)
認知症専門ケア加算	・「認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙12) ・各要件を満たすことが確認できる資料 (1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算の算定月に係るもの (2)「認知症介護に係る専門的な研修」に係る修了証 ※加算Ⅱを算定する場合は以下を含む (3)「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に係る修了証